

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 30 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700206 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700116 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所 (現在は、B社A事業所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 12 月 24 日から昭和 51 年 8 月 1 日まで

私は、請求期間にA事業所のC課において、非正規職員としてD業務の仕事に従事していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のB社における退職時の勤務先である同社E事業所から提出された請求者の人事記録 (写) によると、請求者が請求期間の一部の期間において、A事業所に非常勤職員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時のF機関の通達、例規及びB社G支社の人事担当者の陳述によると、F機関の当時の非正規職員については、「F機関H職任用規程」(昭和*年*月*日第*号) に基づくH職と、「F機関非常勤職員任用規程」(昭和*年*月*日第*号) に基づく非常勤職員の2種類の任用形態があったことがうかがわれるところ、i) 同社の人事担当者は、H職は任用期間に厚生年金保険の適用をしていたが、非常勤職員に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である旨陳述していること、ii) 同人事担当者は、請求期間当時、A事業所において、非正規職員が100人以上勤務していたと陳述しているところ、オンライン記録により確認できる同事業所の請求期間前後 (昭和 49 年 1 月から昭和 52 年 12 月まで) における各月の被保険者数は、0 人から 4 人であり、著しく少数で推移していること、iii) 上記の厚生年金保険の被保険者記録のある者に対する照会において回答があった者は、いずれもA事業所における雇用形態はH職であったと回答していることから判断すると、同社は、非常勤職員については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、B社A事業所は、請求者の請求期間における在籍及び保険料控除について、請求期間当時の資料を保管していないため不明であると回答している。

さらに、請求者は、請求期間当時、仕事を教えてくれた職員について記憶しているが、姓のみであり、当該職員の本人特定ができず、照会が行えない上、請求期間の前後においてA事業所に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の者に照会を行ったが、回答した者全員が請求者のことを知らないと回答していることから、請求者の請求期間に係る雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、請求者の氏名は確認できない上、当該原票の健康保険の整理番号に欠番はないほか、請求者は、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。